

第2回豊川市地域公共交通会議議事録

- 1 日 時：平成21年5月1日（金）
午後1時30分～午後3時40分
- 2 場 所：豊川市中央図書館会議室
- 3 出席者：宮崎秀嗣委員（愛知県地域振興部交通対策課、井上誠代理出席）
東田昭夫委員（豊鉄バス株式会社）
澤田佐智雄委員（豊鉄タクシー株式会社）
長崎三千男委員（社団法人愛知県バス協会）
鈴木榮一委員（愛知県タクシー協会豊川蒲郡支部）
井上 久委員（豊川市連区長会）
前田英明委員（豊川市一宮地域審議会）
芝田久仁夫委員（豊川市音羽地域振興協議会）
赤川静雄委員（豊川市老人クラブ連合会）
伊奈克美委員（（特非）とよかわ子育てネット）
中野瑛紀子委員（こすもすの会）
高橋正旨委員（中部運輸局愛知運輸支局）
小林裕之委員（中部運輸局愛知運輸支局）
原田重徳委員（豊橋鉄道労働組合）
内藤 洋委員（中部地方整備局名古屋国道事務所）
野口知臣委員（愛知県東三河建設事務所）
岡田直樹委員（愛知県豊川警察署）
伊豆原浩二委員（名古屋産業大学）
廣畠康裕委員（豊橋技術科学大学）
山脇 実委員（市長）
天野雅博委員（市生活活性部長）
田口真彦委員（市健康福祉部長）
伊藤洋文委員（市建設部長）
- 4 欠席者：福田正光委員（豊川市御津地域振興協議会）
- 5 事務局：外山生活活性部次長、飛田商工観光課長、大場課長補佐、黒田係長、杉下主任
中野
- 6 議 題
 - (1) あいさつ
 - (2) 平成21年度豊川市公共交通基本計画策定計画の実施予定内容について
 - (3) 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金について
 - (4) その他

7 議事内容

事務局： これより第2回豊川市地域公共交通会議を開催します。初めに会長であります山脇市長からごあいさつさせていただきます。

会 長： 本市は2度の合併を経験しましたが、新市の一体感の醸成を進めるためにも、地域の公共交通は非常に大切なものだと考えております。また、建設に向けて調整を進めています新市民病院へのアクセスの確保につきましても、皆様からも多くの要望を頂いているところです。その点からも、本市の地域公共交通は、市民の皆様から非常に期待を持たれています。本年2月に第1回の地域公共交通会議を開催したところですが、公共交通の全体像を、この会議において皆様方にご検討していただくことになりました。この地域公共交通会議は、国、県の関係機関、公共交通事業者などの関係団体だけで構成するのではなく、地域の皆様に利用者代表としての委員になっていただくことで、本市の実情にあった総合的な輸送サービスのあり方などを検討する、有効な場になるものと考えています。平成23年度からの実証運行に向けまして、来年度に地域公共交通基本計画、連携計画の策定を予定しているところですが、今年度は、計画に必要となる基礎データを集約する重要な準備年度となります。この地域公共交通会議が、より良い本市の交通施策が実施されるための有意義な場となりますよう、皆様のお力を賜りますことをお願いしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局： 次に今回の委員の異動・変更に伴いまして監事が不在となりました。設置要綱第5条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、会長から指名をお願いします。

会 長： 監事には市の健康福祉部長である田口委員を指名します。

事務局： 会長から、監事には田口委員が指名されましたのでよろしくお願いいたします。山脇市長は、他の公務のため退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

座 長： 議事に入る前に議事録署名人の指名をいたします。本日は小林裕之委員と、東田昭夫委員をお願いします。次第2、平成21年度豊川市公共交通基本計画策定計画の実施予定内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 初めに、前回の会議で事務局の預かりとなっていたことについて報告します。設置要綱第2条の協議事項で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく連携計画に関する文言を明記すべきであるというご指摘をうけました。これは、来年度以降に予定している、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく補助金の申請に、当地域公共交通会議が必要な要件を満たす会議であることを明確にするために、前回の開催日2月13日付けをもって要綱の一部を変更しました。お手元の設置要綱のとおり改正したことを、ご報告とご了承という形でよろしくお願いいたします。

委 員： 設置要綱について、もう1箇所検討していただきたい箇所がありますが、よろしいですか。

設置要綱第6条4項で、「交通会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる」となっています。法定協議会設置要綱の標準的なモデルも、過半数で決するとなっておりますが、法定協議会は、法律事項に基づくものであり、協議結果は尊重の義務がありますので、反対された委員には特に内容を含め

て了解していただく必要があります。そのことを踏まえますと、全会一致が望ましいと考えております。ちなみに、新城市は「議決は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席した委員の4分の3をもって決することとする」となっており、こういう文言の方がよいのではないかと、提案します。

座長： 「出席委員の過半数で決す」というところを「全会一致を原則とし」という言葉にすることと、過半数で決するのではなく4分の3で決するという提案でした。このことについて意見はありますか。意見がなければ、ご提案の形で、要綱を前回会議の2月13日付けで一緒に変更することとしますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

座長： これで決したことにいたします。それでは次第2の説明を続けてください。

事務局： 初めに、「調査の背景と目的」から説明します。本市は、合併による公共施設の再配置や、現在建設にむけて検討・調整している新市民病院などに対応した、市域全域における公共交通施策が喫緊の課題です。また、市民の公共交通に対する満足度は低く、高齢社会の到来等に対応する公共交通の確保・利用促進の必要性が高まっています。そのため、「地域公共交通会議」を設置し、「豊川市公共交通基本計画」を策定し、市民ニーズや地域の実情に対応した事業を計画的・効果的に実施していきます。次に調査の進め方についてですが、調査は事務局で検討を行い、その検討した内容や結果を地域公共交通会議等に諮りながら進めます。調査地域は市域全体を対象とし、計画策定を含めた調査期間は2か年です。平成21年度は、主に基礎調査等を行い、豊川市の公共交通の現状と課題を整理し、基本方針を定めることが目標です。平成22年度は、基本方針に基づき具体的な交通計画を立て、平成23年度からの実証実験運行を目指します。今年度の実施内容になりますが、豊川市の現状を地域の面、交通の面から整理します。この中では、建設を予定している新市民病院についても考慮します。「豊川市における上位計画と本計画の明確化」については、市全体の将来像を定めた総合計画や都市計画の基本的方向性を示す都市計画マスタープランをはじめ、実際の道路整備計画などの各種まちづくり計画との関連性を整理し、公共交通基本計画の位置付けを明確にします。「交通実態の把握と住民ニーズの把握」についてですが、本市では合併をしているため、市域全域における市民の動向などを把握する資料・データがほとんどありません。そのため、市民の公共交通に対する意識、利用実態等の把握をするために、バス利用実態調査とアンケート方式による住民動向調査を実施します。バス利用実態調査の方法については、バス車両に調査員が乗り込み、アンケート調査票を配布して、郵送にて回収する予定です。同時にバス停別、便別に乗降者数を調べ、利用状況の把握を行います。住民アンケート調査につきまして、15歳以上の市全域居住者を対象にして、無作為抽出し、調査票を郵送配布し郵送回収するものです。配布世帯数等は約4000世帯を考えていますが、1世帯に調査票を、父親用・母親用・子ども用など2~3枚同封して郵送することにより、配布数を増やします。仮に、回収率が30%とすると、約3600名分、市の人口にして約2.3%の回答数が得られることとなります。このアンケートでは、年齢別、居住地別に、市民の方が、現在どの場所からどの場所へ、どのような方法で移動しているのか、また、どこに行く公共交通を必要としているのか、という動向調査を中心に、公共交通利用状況等の把握をする調査を考えてい

ます。「豊川市の交通課題の抽出」についてですが、ここまでの現状整理、調査、分析等を基に、「交通利用形態」「公共交通ネットワーク」「公共交通システム」「環境面・安全面」の点から、現時点の豊川市の交通課題を抽出し、整理します。その結果から「豊川市の交通の視点からみた将来像の設定」をしますが、将来像の設定については、次のことを柱に整理します。1つは「基本目標の検討」として、計画の目標や計画目標年次を数値で表すことにより、具体的な内容とします。2つ目の「公共交通のあり方・基本方針の検討」については、豊川市の地域の実情に応じたコンセプトなどを、短い言葉でわかりやすく表現すると共に、住民、行政、交通事業者の、公共交通社会の構築に向けた共通認識としてまとめます。持続的な公共交通システムを構築するためには、市民、行政、交通事業者が一体となった体制作りが必要であると思います。そのため、3つ目の「役割の明確化と継続する仕組みの検討」の中で三者協働の仕組みを検討します。最後に、今後具体的検討を行う公共交通基本計画の基本的な部分、構成、骨子を「基本計画の構成・骨子の検討」として計画の方向性を取りまとめます。調査等により公共交通基本計画の将来像、方向性をまとめた時点で、豊川市の計画に対する基本方針を市民の皆さんに提案したいと思います。方法としては、実際に市職員等が各地域、町内などに出向き、市民との意見交換会等を開催し、各地域の公共交通の利用状況、ニーズ等を把握し、今後の具体的計画策定に活用することを考えています。前回の会議でも、小坂井町との連携や計画エリアについての質疑がありましたが、市民の動向調査などの基礎データの収集が、豊川市内分と一緒にできないかもしれません。その件につきましては、合併の進捗状況に合わせ、作業工程を見直す中で遅れが生じないように、改めて検討していきたいと考えています。本年度は、地方公共交通に関する専門知識やノウハウなどを持ったコンサルに業務委託して、事業を進めていきたいと考えています。できるだけ早い時期に入札をして、コンサルを決定し、今年度業務を円滑に、また遅れが生じないように進めていきたいと考えています。

座長： ただいまの説明について何か質問、意見はありますか。

委員： 21年度の調査については豊川市の単独予算で行い、22年度については調査事業として国の補助金申請を行うということによろしいですか。

事務局： 22年度に補助金の申請を行うことを考えています。

座長： 補助金の申請をする時には、運輸支局にご相談にのっていただけるよう、よろしくをお願いします。

委員： 住民意向調査と、年度末に実施する住民ニーズ把握の違いを説明してください。

事務局： 交通実態把握の調査内容については、バス利用実態調査と住民動向調査の2種類があります。バス利用実態調査は、実際にバスに乗車している人たちに対して、調査員がバスに乗り込んでアンケート用紙を配り、利用頻度、不満要望等を把握するアンケート調査を行います。これは自宅で記入し、郵送で回収する方法を考えています。もう1つは、無作為抽出で、4000世帯位を対象に住民の方に公共交通動向調査を実施したいと思います。このアンケートにより、今後検討していく基礎データとなる、年代別、地域別に住民の方が、公共施設などの目的地に行くのに必要とする交通手段、現状の公共交通に対する意見等を把握し、結果をまとめ、課題を抽出します。一方、年度末に実施予定の住民ニーズ把握については、中学校区、あるいは要望があれば町内

会単位で公共交通に対する意見交換会等を行います。市が調査した結果や基本的な方針を説明し、それに対する意見や要望を集め、来年度の計画策定の参考にします。

委員： 交通実態を把握するためのアンケート調査の内容については、各委員に問い合わせをしますか。アンケートを実施する時間帯ですが、通勤通学も含めると幅広い時間帯になるので、アンケートの中身がかなり違ってきます。今までの説明を聞いている限りでは、市民対応を考えている公共交通計画であると思いますが、市内には民間企業や、豊川稲荷などの観光施設もありますので、対象として加えますか。調査時間や対象を絞ってアンケートを実施するのか、絞らずアンケートを実施するのか、どちらになるのですか。

事務局： 現在各市のアンケート調査内容を収集しています。先行してアンケートを実施している市があるので、他市のアンケートを参考に、抽出、検討していきたいと思えます。質問にありましたとおり民間企業への交通ルートだとか、稲荷への観光ルートに関する事も含めてアンケートを実施するかは未定ですが、各市のアンケート調査の内容を参考に案を作り、各委員さんにご意見をいただいた後に、調査を実施したいと考えております。

委員： 今年度大まかな将来像を設定し、2年目に具体的な施策の展開を考えるということですが、それよりも、ある程度具体的な計画も1年目から検討し進めないと、来年度もう一度調査が必要になるのではないかと思います。今の段階でも、市民病院へのアクセスや、新しい公共施設の再配置への対応など、課題を抽出することができると思えます。その課題に応じた具体策があると思うので、その具体策も含めてアンケートを実施しないと、分析につながるデータにならないのではないかと思います。早いうちに予想される具体策も平行して検討した方がいいと思えます。

事務局： 市の問題として、市民病院へのアクセスがあります。また、合併によって、公共交通を利用しないと市の中心部に来られない方、豊橋経由でないと市の中心部に来られない地域があります。この問題をどうするか、市でも把握しているデータがありますので、そのデータを一つずつ積み上げていくということによろしいですか。

委員： 1年目から具体的な交通施策も検討した方がいいと思えます。

委員： その点を考えると、小坂井町との合併の話を切り離していいのか検討する必要がある気がします。平行的に小坂井町でもアンケートを実施してもらおう策もあると思えますが、そうすると後で見直す必要が出てくると思えます。

事務局： 小坂井町につきましては、3回目の会議には加わると想定しています。今後合併協議会が設置されましたら、この会議への参加を検討していきます。

委員： アンケート結果は、どういう方法で市民に知らせてもらえるのですか。

事務局： 市の公共交通会議についてのホームページの中で、公表したいと思っています。

委員： 利用状況の把握というのは、主に豊鉄バス路線とコミバスの、2種類の調査をするということですか。

事務局： 北部線と音羽地区のコミュニティバスの路線を基本としますが、御津地区の福祉タクシー、一宮地区の健康福祉センター巡回バスを含めた、4路線の乗降調査を実施したいと考えています。

委員： 他に豊鉄バスの豊橋から豊川に運行しているバスがありますが、豊鉄バスの協力が

得られるならば、毎年度の利用状況などを提供してもらい参考にするとよいと思います。既存のデータを提供いただければ、課題などもわかってくると思います。

委員： 民間バスの利用状況は減少しており、路線廃止の危機感があります。バスの利用状況を見せていただき、地域全体で利用を促進いただきたいと思います。

座長： ぜひバス会社に確認してください。路線バスの利用状況の調査は難しいので、協力をお願いしたいと思います。アンケート調査に頼るだけではなく、今回予定しているように住民との意見交換を行う機会があれば、直接市民の意見を聞くことができると思いますが、その際に具体案があれば、市民もイメージを膨らませることができます。実際目の前にプランがない状態で、バスの話になりますと、個々でイメージの違いや意識の違いが表れると思います。アンケートで意見を積み上げる方法は決して良いと思いません。既存のデータがある場合は把握した上でアンケート調査を実施する方法が良いと思います。調査スケジュールは資料のとおりですが、みなさんからご意見いただいた中で、実際の調査時期が変更になると思います。

委員： バスに乗り込んでバス停ごとにアンケート調査を実施すると、バス利用者だけのアンケートになります。一方バスに乗らない人に対するアンケートとして、住民アンケート調査を実施すると思いますが、公共施設、特に現在、市民病院に来る人がどのような交通機関で来ているのかの、調査をする予定はないですか。

委員： それは現在の市民病院への交通手段ということによろしいですか。

委員： 現在の市民病院までの交通手段がわかればよいと思います。

委員： 発地がわかれば次の手段等を考えていく基本になります。市民が新市民病院に行くときに、交通手段をどうするかという問題になると思います。

事務局： 市民病院建設の関係で、そのような資料があるかを確認します。

委員： 先ほどの意見で豊川稲荷を対象とするのかとの質問がありましたが、基本的には市民の日常生活に必要な移動手段、福祉関係で移動困難な人の交通手段の確保を目的に考えており、観光の面まで考えてしまうと本来の目的からずれてしまいます。基本的には、公共交通会議設置目的にそったアンケートを実施するものと考えています。

委員： 利用したい方であれば利用してもらおうことが、結果的には採算性の向上にもつながると思います。先ほど通勤に関することも調査対象にするのかと言いましたが、企業側に公共交通利用のアンケートをとって、通勤におけるバス利用の希望を聞けば、そのことを含めて議論の必要がでてくると思います。高齢社会の問題については確立できつつありますが、地球環境の問題もあるのですから、県が推進しているエコモビリティライフへ引っ張ることが必要だと思います。

座長： 今の話ですが、企業には商工会議所を通して聞いていただければ状況が把握できます。現状を調べることも大切ですが、意向や環境についても把握できると思います。

委員： 自動車学校の送迎バスや、青山病院がバスを運行していますが、このようなことも含め交通計画を策定した方がより効率的になるのではないかと思います、その点はどうか。

事務局： 現時点でまだ考えておりません。送迎バスを保有している企業へのアンケート調査を実施したらどうかという意見が今回ありましたので、アンケート調査項目に、送迎バスの市民利用の可否を入れれば、今後につながると思います。

- 座長：事務局で意向調査をし、転用できることは何があるのかということ把握していただければと思います。
- 委員：音羽地区のコミュニティバスは弱者を支えるバスですが、利用客が非常に少ないです。例えば、バスの必要性を質問すると、多くの市民から必要でないという意見が出てくる可能性があります。一方、市民病院や国府駅までのバス路線の必要性を質問すると、必要だと回答する市民が多くなると思いますので、アンケート内容によって全く別の結果が出てしまう恐れがあります。だから弱者を守ると同時に、今後の交通施策の参考になるアンケート内容にしてほしいと思います。
- 座長：利用者アンケートの内容によっては、偏りが出る可能性があります。偏りをなくす意味も含めて、地域の方が意見を言える場を設けるため、市民意見交換会を予定しています。12月・1月・2月頃に市職員が各地域に出向き公共交通についての意見を聞く予定です。地元の方にアンケート1回ではなく、それとは別に意見を出していただく機会があることを、みなさんの地元でおっしゃっていただくとありがたいです
- 委員：音羽と御津と一宮の合併があったので、行事が同時期に開催されるため、市のバスの利用を申請しても、台数が少なくて利用できないため、行事の時にはお金を払って業者からバスを借りています。バスが少ないことに、非常に困っています。今回の計画で、バスの利用が可能になればと思いますのでお願いします。
- 委員：私たちの地区は、健康福祉センターへ行く路線がありますが、本当に必要な人が利用できない地区もあり、非常に難しい問題を含んでいると思います。今度の地域審議会でもこの問題を取り上げ、議論をしていきたいと思います。
- 座長：市が行う計画を一時的な話題で終わらせるのではなく、継続的に意見を出す機会を作っていただけるとよろしいかと思います。
- 委員：アンケートについてですが、無作為抽出でアンケートを実施すると、車を持っている人は、バスを使わないという結果になると思います。それでは本当に必要な路線がどこかわからなくなります。それとお年寄りと同時に、15歳以下の子供の通学などについてはアンケートには出てきませんが、どうしていくのかと思いました。
- 委員：家に車が1台で、それをお父さんが運転して会社に行く、その間お母さんは家で車がなくて、市役所や保健センターへ行く時に不便だという話は、引っ越してきた子育て世代からよく聞きます。そのときに豊川の中心ですと北部線になりますが、北部線の本数が少ないなどの、不便さを耳にします。豊川市でも御津・音羽地域になるともっと不便だと思います。
- 座長：アンケートの対象が15歳以上となると、子ども、小学生はどうするのかという問題が当然あると思います。今回の公共交通基本計画で市民の意向の全てに対応できると思えません。この1年間を有効に使って、来年度に公共交通基本計画を策定し、私たちができる範囲を市民に示し、理解してもらうことが重要だと考えています。
- 委員：全国で、コミュニティバスを運行し、成功している自治体はたくさんありますか。
- 事務局：愛知県内にも運行している自治体はあります。例えば安城のあんくるバスや、田原市も運行しています。
- 委員：あんくるバスは無料ではないのですか。
- 座長：100円です。

事務局： バスを1台走らせるには1400万から1500万位のお金がかかり、本数を走らせれば走らせるほどお金がかかります。それで多くの人に乗車してもらい、どれだけの金額まで、市や利用者が負担できるのか、運行経費等を来年決めなくてはなりません、そのデータを作るのに、まず意見を集約していくことが今年度の狙いです。データを市でまとめ、お出しできるようにしていきます。

委員： 県内の市町村バスの運行状況が、愛知県交通対策課のホームページにあります。県内のバス状況、コミュニティバスの利用状況、市町村の負担額がわかります。はっきりいって全部赤字です。市は政策として負担はやむを得ないということです。全部網羅してありますので、見ていただければと思います。

委員： 中部運輸局のホームページをご覧になると、中部運輸局管内のコミバスが出てきますので、そこをリンクすると、各自治体のホームページにつながります。

委員： 市には豊鉄バスの幹線的なバスも運行されていますので、この公共交通会議は、現在のバス運行事業者等も考慮して、計画策定を議論してほしいと思います。コミュニティバスには、朝夕の通勤のためというより、子どもや老人の方など最低限車が使えない方が利用できるバスを運行してほしいと考えています。朝夕の通勤は、バスだけでなく、パーク&ライド、既存のバス路線、鉄道等を利用していただいた方がいいと思うので、それを念頭において議論を進めていただければというお願いです。民間の既存路線バスも大切に維持していかないと、路線廃止になった場合、自治体にも財政的な負担が増大します。既存の路線バスとうまく協力し、コミュニティバスの導入を検討されたら、と思います。

委員： 赤字は覚悟しなければならないと思います。市が市民の移動手段確保にどれだけ歳出できるかということだと思います。公共交通は自治体だけで維持できないと思いますので、他の交通事業者と協力し住民の移動手段確保が必要だと思います。

座長： 中部運輸局管内のバス以外の公共交通の事例もありますが、ホームページで事例が公開される予定です。成功事例という意味ではなく、各自治体で会議を行って知恵を出し、計画を実施していることが多いので、参考になると思います。それと、ガイドラインを作っています。PDCAの、Cの部分はどうするのかということホームページで公開していくと思いますので参考にしてください。

今委員の皆様からいろいろなご意見・ご指摘をいただきましたので、それを踏まえての調査になりますが、事務局の説明にありました調査内容で実施するというので、ここでご了承いただいたということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

座長： 次に3つ目の議題を、中部運輸支局から、ご説明いただけますか。

委員： 地域公共交通活性化再生法に基づく再生総合事業の概略を説明します。地域公共交通の現状は、利用者数が減少したり、民間交通事業者の路線バスが退出したり、地元住民や行政の支援がなければ維持継続できない路線が増加しています。国土交通省では道路運送法を改正して、規制緩和が行われ多様なニーズに応えるためのサービスができるようになりました。その一方で、バス会社の意思のみで、路線も廃止できるようになり、バス路線の退出の改革が進んできたのが現状です。このような中で公共交通会議と法定協議会という新たな仕組みが整備されました。まず1番として、地域全

体のネットワークの最適化に向けた連携の進化と役割分担の明確化があります。現在の地域公共交通が抱える問題の一つは、さまざまな主体が関わる問題であるにも関わらず、その間の協議がうまく行われないままに、ネットワークが構築されているということです。2番目として関係事業者が、地域公共交通の共同経営者であるという自覚を持つことです。3番目として市町村、交通事業者、地域住民という共同経営者間の役割分担と達成目標の明確化ということで、役割分担を行った共同経営者同士、お互いに責任が生まれます。4番目は地域における価値観の変革と人材育成の強化ということです。5番目として、連携の進化に最も必要なのは関係者に対する積極的な情報の開示と共有ということです。6番目として定期的な事業評価と改善のためのマネジメント体制の構築についてです。7番目として法定協議会や、地域公共交通会議の設置の意義は自治体の取り組みにより決定するとあります。次に地域公共交通会議の目的についてですが、主体者は自治体、市町、複数の市町村にまたがる場合は複数の市町村、広域ですと県になることもあります。構成員はみなさんで、地域交通発展のための意見が求められます。目的は、地域のニーズに即した乗り合いサービスの運行形態、サービスの水準、運賃等について協議を行い、必要に応じて地域の交通計画を策定することです。地域公共交通会議を設置するメリットとしては、会議で合意を得ますと、運賃も自由に取り決めができることです。地域公共交通をより多く利用してもらうためには、高齢者が外へ出られるような喚起策であるとか、マイカーからの転換ですとか、地域公共交通を踏まえた取り組みを自由に設定・協議をし、地域公共交通を活用することが求められていると思います。地域公共交通会議を活用するための留意事項についてですが、地域公共交通会議は、地域公共交通の関係者が一同に会し、地域の交通ネットワーク全体の維持発展について、その戦略を協議して実現する場です。委員全員が同じ目的意識を共有できる会議運営方式や、詳細な検討を行うための下部組織の運営設置が求められます。2番目に情報公開の原則を利用するということで、地域公共交通会議の運営は、公開が原則です。広報やホームページ、停留所や車内掲示などを積極的に活用して、関係者間の情報共有による合意形成を実現することが求められます。3番目として、現場委員の参画を意義のあるものにするのですが、委員の単なる要望なのか、地域の価値を高める意見なのかを区別して、当該地域において望ましい会議の構築に向けた建設的な協議をすることが求められます。今までは市町単独での地域公共交通会議設置がほとんどでしたが、地域の最適な交通ネットワークの構築のため、地域で協力した法定協議会が設置することもできるようになりました。地域を走るバスはコミバスだけではなく、民間の路線バス等もあります。単にコミバスの運行方法の検討といった狭いテーマを協議するのではなく、地域全体のよりよい公共交通ネットワークの対応策を協議していく必要があります。4番目に会議一致による合意とその尊重についてですが、地域公共交通会議では、基本的に全会一致による合意形成が望ましいと言えます。協議が整ったあとは、構成員にその合意事項を基本的に尊重する、遵守することが求められます。次に、この地域公共交通の活性化及び再生に関する法律についての特徴と注意点です。ポイントは市町村が連携計画を策定し、実施しようとする場合は、関係者からなる協議会を組織することが必要です。1番目に協議会を設置せずに連携計画を策定しても、国の補助金対象計画にな

りません。2番目に、市町村から通知を受けたバス事業者などの、関係交通事業者や道路管理者等は、正当な理由がある場合を除いて協議に応じる必要があり、協議に参加要請を受けた場合は、応諾する義務が発生します。3番目として、この法定協議会に向けて協議が整った事業について、構成員は協議の結果を尊重しなければなりません。地域公共交通会議と決定協議会の異なる点ですが、法定協議会は、道路を使うバス・タクシーの他に、鉄道・船舶の事業に関しても協議を行います。他の事業も連携計画に含める場合は、その事業者も協議会に参加してもらい、一緒に議論することになります。法定協議会の方では、委員の方に参加義務があります。交通計画の策定についてですが、公共交通会議では任意なのですが、法定協議会では補助金の交付を受ける場合は必須ということで、計画を作成しない場合、補助金を受けられません。メリットは双方あります。法定協議会を活用した場合における支援等については、連携計画策定のための調査や、連携計画に位置づけられた事業の立ち上げに関して一括して支援する、地域公共交通総合活性化再生総合事業というのが、平成20年から実施されています。この事業は、前述のように法定協議会に対して補助が出ます。地域公共交通活性化再生総合事業の説明をさせていただきます。地域公共交通活性化再生総合事業は、昨年度予算30億、今年度当初予算は44億という、人気のある補助制度です。この補助の目的は、地域公共交通活性化再生法の目的を達成し、地域の多様なニーズに応えるため、地域の協議会に対して一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある実質的な取り組みを推進することです。この制度では、地域公共交通総合連携計画に対して補助が行われ、その後、3年間の地域公共交通活性化再生総合事業計画に対して、支援が行われます。まず補助金を受けて連携計画を作り、国土交通大臣に提出します。計画を策定した後、3年間の実証運行を実施すると思いますが、その3年間の実証運行費用に対して、2分の1が補助されます。補助期間の3年間のみ運行することは好ましくありません。3年間で交通システムを構築して、継続的・計画的に運行できる公共交通システムを確立する必要があります。通常の補助制度ですと国と地方公共団体が補助する、協調補助が今まで行われているのですが、こういった自治体の負担はこの補助制度にはありません。補助を申請するための様々な手続きが必要です。計画、事業理念、基本方針、達成目標を明確にし、手続きしてほしいと思います。

座長： ありがとうございます。本市では今年度に、地域公共交通会議で基本計画を策定するための基礎資料作成、来年度は豊川市公共交通基本計画を策定し、再来年度から実証運行する流れです。再来年度から3年間実証運行を実施するため、来年度予算を増やしていただけるといいのですが、来年度の予算を上手に使い、計画を策定できたらと思います。国は自治体に継続的な運行計画をたて実施してもらい、3年間は補助金を交付しますが、後は自治体が主体となって公共交通を維持していくことが必要だと考えています。また、私たちも交通計画策定で、市域の公共交通すべてが思い通りにできる訳ではないということも考えなくてはいけないと思います。

次に、公共交通における市民ニーズの把握について事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料のとおり1月、2月にかけて、市では、各地域での集会等に出席し、公共交通についての意見交換会を行う予定ですが、それまでに皆様の地元で話し合い、公共交

通についての意見や要望を、集約していただきたいということをお願いします。ここには連区長会の方も見えます。地元の会合の中で、公共交通に対して話し合っていたら、意見要望等をまとめてもらえますと、当日の意見交換会で、スムーズに話し合いが進み、意見も突発的に出るのではなくて、考えられた意見が出てくると思いますので、お願いします。その時に説明が必要で、職員が来て説明してほしいとなれば、臨機応変に対応しますのでよろしくお願ひいたします。

座 長： それでは今日はここまでにしたいと思います。第2回豊川市地域公共交通会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(会議終了)